

高知工業高等専門学校将来計画・自己点検評価委員会規則

制 定 平成 22 年 9 月 16 日

一部改正 令和 6 年 4 月 1 日

(設置)

第1条 高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、中期計画等の策定並びに自己点検評価等に関する事項を審議するため、高知工業高等専門学校将来計画・自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期計画等の策定に関する事
- (2) 自己点検評価に関する事
- (3) 外部評価に関する事
- (4) 認証評価に関する事
- (5) 専攻科における教育の実施状況の審査に関する事
- (6) 日本技術者教育認定機構（JABEE）の技術者教育プログラムの認定に関する事
- (7) 国立高専教育国際標準（KIS）評価に関する事
- (8) その他校長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (3) 専攻科長
- (4) 副校長
- (5) ソーシャルデザイン工学科長、基礎教育長、副基礎教育長及び各コース長
- (6) 事務部長
- (7) その他校長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、教務主事をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会に第2条各号に定める事項を調査検討するため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年9月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月3日より施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。